

文化財保護法の一部を改正する法律 (ポイント)

我が国の産業・社会構造や国民の生活・意識の変化

失われゆく郷土の文化的な景観、生活・生産の製作技術、近代の文化遺産

これらは、既存の文化財では十分捉えられず、新たな保護手法が必要

文化財保護法の一部改正

保護対象の拡大

文化的景観

(対象) 棚田、里山など、人と自然との関わりの中で作り出された景観

(保護) 国は、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として選定し、支援



民俗技術

(対象) 鍛冶、船大工など、生活や生産に関する用具、用品等の製作技術など地域において伝承されてきた技術

(保護) 民俗文化財として保護
国や地方による指定、支援



保護手法の多様化

登録制度の拡充

(目的) 届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じ、文化財の所有者の自主的な保護を図る登録制度を、建造物に加え、他の有形の文化財に拡大

(対象) 開発等により保護の必要性が高まっている近代の文化財等

国、地方、文化財の所有者が連携・協力し、
歴史的価値を有する郷土の景観や近代の文化財を保護